

文京区建設事務手数料条例（平成十二年三月文京区条例第二十五号）新旧対照表

改正後（案）		現行																															
<p>○文京区建設事務手数料条例</p> <p style="text-align: right;">平成十二年三月二十三日 条例第二十五号 <u>令和〇〇年〇月〇日条例第〇〇号</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百二十七条及び第二百二十八条の規定により、区が徴収する建設事務に係る手数料は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第二条から第五条まで</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表第一（第二条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">事務</th> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 15%;">額</th> <th style="width: 10%;">徴収時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>64まで</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			事務	名称	額	徴収時期	1から	（略）	（略）	（略）	（略）	64まで					<p>○文京区建設事務手数料条例</p> <p style="text-align: right;">平成十二年三月二十三日 条例第二十五号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百二十七条及び第二百二十八条の規定により、区が徴収する建設事務に係る手数料は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第二条から第五条まで</p> <p>（略）</p> <p>別表第一（第二条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">事務</th> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 15%;">額</th> <th style="width: 10%;">徴収時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>64まで</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			事務	名称	額	徴収時期	1から	（略）	（略）	（略）	（略）	64まで				
	事務	名称	額	徴収時期																													
1から	（略）	（略）	（略）	（略）																													
64まで																																	
	事務	名称	額	徴収時期																													
1から	（略）	（略）	（略）	（略）																													
64まで																																	

改正後（案）					現行				
65	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項の規定による住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	十六万円	許可申請のとき。	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
66	建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十一条の四第一項に規定する建築計画概要書（当該建築計画に係る同項に規定する処分等概要書（以下「処分等概要書」という。）を含む	建築計画概要書等の写しの交付手数料	一件につき 三百円	交付申請のとき。	65	建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十一条の四第一項に規定する建築計画概要書（当該建築計画に係る同項に規定する処分等概要書（以下「処分等概要書」という。）を含む	建築計画概要書等の写しの交付手数料	一件につき 三百円	交付申請のとき。

改正後（案）					現行				
	む。）、築造計画概要書（当該築造計画に係る処分等概要書を含む。）、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書及び全体計画概要書（以下「建築計画概要書等」という。）の写しの交付					む。）、築造計画概要書（当該築造計画に係る処分等概要書を含む。）、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書及び全体計画概要書（以下「建築計画概要書等」という。）の写しの交付			
67	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第百五条第一項の規定による建築物の容積率に	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	十六万円	許可申請のとき。	66	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第百五条第一項の規定による建築物の容積率に	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	十六万円	許可申請のとき。

改正後（案）					現行				
	関する特例の許 可の申請に対す る審査					関する特例の許 可の申請に対す る審査			